

# 学校安全、学校保健・学校給食に関する施策

- 近年の生活環境等の変化に伴い、アレルギー疾患やメンタルヘルスなど子どもの心身に様々な健康課題が生じている。こうした現代的な健康課題の解決を図るには、学校・家庭・地域社会とが連携し、社会全体における取組を推進・充実することが求められている
- また、子どもの偏った栄養摂取、朝食欠食の増加など食生活の乱れや肥満、痩身傾向が見られる。このため、正しい食事のとり方や望ましい食習慣等を身に付けさせることや、食を通じた地域の食文化や産業の理解増進を図るため、学校における食育の推進が重要

## I. 子どもの健康課題への対応

### ①学校におけるアレルギー疾患への対応

近年、アトピー性皮膚炎などアレルギー疾患の児童生徒が増加傾向にあると指摘されており、学校におけるアレルギー疾患への対応が重要。「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン（平成20年3月、文部科学省監修）」を各学校等に配布し、活用を依頼



### ②心の健康問題への対応

近年、社会環境や生活環境の急激な変化は、子どもの心身の健康にも大きな影響を与えており、学校生活においても生活習慣の乱れ、いじめ、不登校、児童虐待などの心の健康問題が顕在化。このため、「教職員のための子どもの健康観察の方法と問題への対応（平成21年3月）」、「子どもの心のケアのために―災害や事件・事故発生時を中心に―（平成22年7月）」等の資料を作成し、全国の学校等に配布

### ③薬物乱用の問題への対応

薬物乱用の問題について、中・高校生の覚せい剤事犯検挙者数は過去の取組により減少傾向にある一方、近年増加傾向にある大麻やMDMA等合成麻薬事犯の検挙者数の6～7割が未成年者及び20歳代の若者。

これを受け、すべての中学校及び高等学校における薬物乱用防止教室の開催の推進や小・中・高の児童生徒向け啓発教材を作成し、配布。また、大学生等が対象の啓発パンフレットを作成し、すべての大学等新1年生に配布（平成23年3月）



## II. 学校における食育の推進

第2次食育推進基本計画（平成23～27年度）等を踏まえ、学校における食育の推進のための取組（食に関する指導体制の整備、指導内容の充実、学校給食の充実等）を実施

- 学校における食に関する指導体制を整備するため、平成17年度から栄養教諭制度が開始
- 47都道府県の公立学校等に計3,853名の栄養教諭が配置（平成23年4月現在）
- 新学習指導要領（小、中、高等学校）において、総則に「学校における食育の推進」を明確に盛り込むとともに、関連する教科等において食に関する指導の内容を充実

### 食育推進基本計画における目標値の例

- 朝食を欠食する子どもの割合の減少 小学5年生 4%（平成12年度） → 0%（※平成19年度 1.6%）
- 学校給食における地場産物を使用する割合の増加 21%（平成16年度） → 30%以上（※平成21年度食材数ベース 26.1%）

### III. 学校給食の充実

学校給食は、バランスのとれた栄養豊かな食事を提供することにより、児童生徒の健康の保持増進及び体位の向上に大きく寄与。また、児童生徒の望ましい食習慣形成や食に関する理解の促進のため、学校給食を食に関する指導の「生きた教材」として活用するとともに、地場産物の活用、米飯給食の推進や衛生管理の徹底等に取り組んでいる。

- 学校給食（完全給食・補食給食）の実施率（平成21年5月現在）小学校99%、中学校77%
- 米飯給食の実施状況（平成21年）週あたり平均3.2回

### IV. 学校給食費等の負担軽減など

#### ○要保護児童生徒援助費補助金（医療費・学校給食費）

平成22年度実績

医療費・学校給食費について、それぞれ学校保健安全法・学校給食法に基づき、対象となる要保護者に対し、地方公共団体が当該費用の援助を行う場合に、経費の2分の1を補助

医療費	81,707千円
学校給食費	151千円

#### ○学校給食費の未納問題への対応

平成21年度における学校給食費の徴収状況（カッコ内は17年度）

- ①未納者のいる学校の割合 約55.4%（約43.6%）
- ②未納者の割合 約1.2%（約1.0%）
- ③未納額の割合 約0.6%（約0.5%）

従来から、「学校給食費の徴収状況に関する調査の結果について」（平成19年1月24日）等において、以下のように学校給食費の未納に関する対応についての留意事項を示しており、引き続き、適切な対応を依頼

- (1)学校給食の意義・役割及び学校給食費の重要性についての保護者への周知
- (2)生活保護による教育扶助及び就学援助制度の活用
- (3)学校給食費の未納問題への取組体制

※「平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」(8月26日成立)の中に、保護者からの申出を受けて、市町村が、子ども手当から学校給食費等をあらかじめ差し引いて(いわゆる「天引き」)、子ども手当を支給できることが、盛り込まれた。

### V. 子ども安心プロジェクトの充実

①地域社会全体で子どもの安全を見守る環境の整備や、②子ども自身に危険予測・回避能力を身につけさせる実践的な安全教育を推進するため、学校安全の充実に総合的に取り組んでいる。

#### 【主な取組】

#### 〈地域ぐるみの学校安全体制の整備の推進〉

- 学校の防犯体制や学校安全ボランティアの活動に対して専門的な指導を行うスクールガード・リーダーの巡回による警備のポイント等の指導、学校安全ボランティアの養成、各地域における子どもの見守り活動に対する支援を実施
- より実効性のある地域ぐるみの学校安全体制の整備を推進するため、先導的な取組を集めた実践事例集を作成（平成23年3月）

#### 〈学校安全教室の開催支援〉



- 教職員や児童生徒の防犯、防災、交通安全に対する意識の向上等を図るため、防犯教室、防災教室、交通安全教室の講師となる教職員等を対象とした講習会を実施するとともに、応急手当に必要な技能として、心肺蘇生法（AED）の取扱いを含む。）の実技講習会を実施
- 小学校低学年向け防犯教室用パンフレットを作成・配布

#### 〈危機管理マニュアル等の作成・配布〉

- 不審者侵入時の対応や通学路の安全対策等の参考となる事項を「学校における危機管理マニュアル」にとりまとめ（平成14年12月作成、平成19年11月改訂）
- 学習指導要領の改訂・学校保健安全法の施行に伴い、「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」を改訂（平成22年3月）
- 校内研修等に活用できる教職員向け学校安全資料DVDを作成・配布（平成22年3月）等

